

～10月は、個別労働紛争処理制度周知月間です～

京都府では、公益、労働者、使用者を代表するあっせん員が、公正、中立な立場で、労働者と事業主との間の個別労働紛争の解決を支援しています。

この個別労働紛争の解決の支援は、京都府だけでなく、中央労働委員会及び各都道府県の労働委員会なども個別労働紛争処理制度を設けて取り組んでおり、毎年10月を、この制度を集中的に広報する期間としています。

1 個別労働紛争処理制度周知月間

毎年10月1日から31日までの1箇月間

2 京都府における主な取組

- 市町村、経営者団体、労働者団体等を通じてポスター、リーフレット計約7,500部を配布
- 労働問題に関心を向ける人等に京都府のメルマガ、SNS（Facebook、X、LINE）で発信
- 京都府庁庁舎内でのパネル展示（2号館）
- 京都経営者協会等経済団体の機関紙、メルマガ等による広報
- 大学院生との労働問題に関する意見交換会の実施

労使間のトラブルでお悩みの方
京都府労働委員会が
解決のお手伝いをします。

労使関係の専門家が、**無料、丁寧、秘密厳守**であっせんを行います～

京都府労働委員会は、賃金、解雇、パワハラなどに関する労使間のトラブルについて、解決に向けたあっせんを行っています。

※ 労働委員会は、労働者のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。

京都府労働委員会

京都府労働委員会事務局 ☎ 075-414-5733